

信託業法の一部を改正する法律案参照条文

目次

○ 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）（抄）	1
○ 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）（抄）	1

○ 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）（抄）

（免許）
第三条 信託業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

（登録）
第六十七条 信託契約代理業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。
2 信託契約代理業を営む者は、信託会社又は外国信託会社から委託を受けてその信託会社又は外国信託会社（以下「所属信託会社」という。）のために信託契約代理業を営まなければならない。

○ 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）（抄）

（定義）
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公益信託 この法律の定めるところによりする受益者の定め（受益者を定める方法の定めを含む。第四条第三項において同じ。）のない信託であつて、公益事務を行うことのみを目的とするものをいう。
二 （略）
2・3 （略）